

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

24年 6月30日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 春日井市穴橋町字山本1488番地

氏 名 株式会社 秋吉組

代表取締役 下田 秋吉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 秋吉組
事業場の所在地	春日井市穴橋町字山本1488番地
計画期間	平成24年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06:総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高:111,596万円
③従業員数	26人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	河川掘削工 → 埋立処分処理業者に委託して埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
代表取締役			
工事部 廃棄物統括責任者・廃棄物管理担当 品質管理部 営業部 総務部			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	特定有害廃アルカリ
	排出量	1, 363 t	24 t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令を遵守し、適正に委託処理するとともに、マニフェスト/適正管理を徹底する。 ・ 委託契約に際しては、委託先の処理能力について確認を行う。 ・ 廃棄物の排出抑制及び適正処理について、弊社社員及び作業員に対し周知徹底する。 ・ 弊社は受注先が官公庁が多く、受注高・受注工種により、発生量の増減が大きく、前年度と比較する事は難しいが、削減意識の徹底は図られていると思う。 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記現状の取組みを、部内会議を開催し、その中で指導・教育を行う。 		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場における廃棄物の分別の徹底		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記現状の取組を、部内会議の中で指導・教育を行う。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 23年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	特定有害廃アルカリ
	全処理委託量	1, 363 t	24 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1, 363 t	24 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託契約に際しては、委託先の処理能力について確認を行う。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。